

県師会情報 No.136(会員用)

スポーツ鍼灸マッサージ 指導者育成講習会 報告

総務部長 森康臣

8月31日・9月1日の二日間、横浜市技能文化会館において開催されました。1日目の第1部は霞ヶ浦医療センター(講演当時)医師の黒木崇子(くろき たかこ)先生による特別講演で「女性アスリートの健康管理」と題し、東大病院がスポーツ庁から委託事業で作成した冊子を提供して頂きました。第2部は帝京大学医療技術学部の山本明秀(やまもと あきひで)先生の「検査測定評価」の方法や実際についてお話がありました。第3部はウィルチェアラグビーの若山英史(わかやま ひでふみ)選手が「障害者スポーツへの関わり 車椅子ラグビー」と題し、トレーナーの岩倉瞳(いわくら ひとみ)先生と普通のトレーニング方法や指導法について話して頂きました。第4部は全鍼師会のスポーツ担当理事の朝日山一男(あさひやま かずお)先生で「アスレティックトレーナーの役割」と題し、2020 東京大会、それ以後の国体・インター

ハイ・ねんりんピックへの対応、ドライニードルのお話がありました。2日目の第5部はNHKの「みんなで筋肉体操」で指導者として出演していた近畿大学生物理工学部准教授の谷本道哉(たにもと みちや)先生で「コンディショニング」と題し、間違った体幹トレーニング方法を例に挙げ、筋電図のデータで証明されていることなど終始楽しく話して頂きました。第6部は東海大学体育学部非常勤講師でスポーツメンタルトレーニング指導士の宍戸渉(ししど わたる)先生で「スポーツ心理学」と題し、一流・二流・三流の選手やチームの違いやスポーツだけでなく、ビジネス・教育にも活用できる方法を紹介して頂きました。第7部は筑波大学オリンピック・パラリンピック総合推進室室員、有明医療大学客員教授の宮本俊和(みやもと としかず)先生で「鍼灸実技」で肉離れに対する鍼治療の実技を交えてご指導頂きました。第8部は朝日山一男先生で「マッサージ実技」を行いました。最後に運動指導はスポーツ現場だけでなく、近年の介護予防現場、災害現場への関り方についてのお話がありました。

令和元年度

第2回青年女性部基礎セミナー 案内

青年女性部長 松岡嵐

第2回青年女性部基礎セミナーは「外国人に対する鍼灸マッサージ」がテーマです。県内では毎年人気の愛媛マラソンが開催され、また来年には東京オリンピックが開催されます。我々の身のまわりでも最近

は外国の方を見かけることが多くなり、今後患者として来院する機会もあると思います。今回のセミナーでは河原医療福祉専門学校の中山純一先生をお招きし、様々な国、地域や言語の人と関わってきた経験をもとに、外国人患者への対応のコツをご教授していただきます。なお詳細については、メールンク及び県師会HPにてお知らせします。期待してお待ちください。

令和元年度

第2回保険研修会・勉強会 案内

保険部長 石丸洋

令和元年度第2回保険研修会勉強会を12月1日(日)午後1時30分から視聴覚福祉センター3F会議室で開催します。今回の研修会は全国健康保険協会愛媛支部職員を講師にお招きし、保険者側から見た

「はりきゅうマッサージ療養費受領委任制度」全般についてお話していただきます。保険勉強会では受領制度導入後変更された点について説明し、参加者の皆さんで考えていきたいと思っています。勉強会終了後は忘年会も予定していますので、多数の方の参加をお待ちします。詳細は11月上旬に県師会HPに掲載及び案内を送付しますので、12月1日の予定を空けてお待ちください。

「みんなの生活展2019」 案内&参加者募集!

事業部長 田窪京子

今年も「みんなの生活展」が松山市の主催で大街道商店街にて開催されます。今回ははり、きゅう、マッサージ・あん摩・指圧に関する情報の発信を行います。

日程：令和1年10月19日(土)10:00~16:00
午前3名、午後3名、計6名のお手伝いしていただける先生を募集致します。市民の皆さまに健康について啓発できるチャンスでもあります。毎年、賑やかで楽しいイベントですので、参加したことのない先生も是非ご参加ください。本会で作ったポロシャツを着て、大いにイベントを盛り上げてください。
事務局への連絡をお待ちしています。

保険部からのお知らせ

保険部長 石丸洋

○令和元年10月以降はりきゅうマッサージ療養費施術代金変更について

1 はり、きゅう変更部分

(1) 初検料	(2) 施術料
① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1,610円⇒1,710円(+100円)	① 1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき1,540円
② 2術(はり、きゅう併用)の場合 1,660円⇒1,760円(+100円)	② 2術(はり、きゅう併用)の場合 1回につき1,580円⇒1回につき1,590円(+10円)

注：はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。

2 あん摩・マッサージ変更部分

(2) 温電法を併施した場合 1回につき80円加算⇒1回につき110円加算(+30円)
注：温電法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、110円⇒150円(+40円)とする。

(3) 変形徒手矯正術を行った場合 1肢につき780円⇒1肢につき790円(+10円)
--

○愛媛県後期高齢者医療広域連合被保険者における「はり、きゅう・マッサージ療養費」の往療に関する取扱いについて

令和元年10月施術分から、住所地以外へ往療した場合の取り扱いが下記3点の基準で判断されることとなります。

- ① 患者(被保険者)が医師の医学管理課に置かれてないこと
- ② 患者がショートステイ先で施術を必要とする理由があること
- ③ 治療上、ショートステイ滞在中に施術が必要であること

住所地以外に往療する場合、下記の書類の添付が必要となります。

- ①施設に入所している場合
※入居証明書(別紙1)
- ②親族等の家に居る場合
※居住地現況届(別紙2)

支給申請書の記入について

ショートステイ先で施術を行った場合は、支給申請書摘要欄にショートステイ利用期間を記載してください。

※詳しく知りたい方は、当会ホームページに広域連合発出の事務連絡を掲載していますのでご確認ください。愛媛県後期高齢者医療広域連合の事業課、医療給付係の担当者にお尋ねください。

※入居証明書(別紙1)、居住証明書(別紙2)の電子データが必要な方は当会ホームページからダウンロードするか、愛媛県後期高齢者医療広域連合に問い合わせください。

※上記の取扱いは愛媛県後期高齢者医療広域連合の被保険者のみ適用されます。他の保険者には適用されませんのでご注意ください。